

部活動における留意事項
(令和2年4月1日以降)

- 1 生徒本人と保護者の意向を十分に確認し、同意を得た上で活動する。その際、活動への参加を強制することがないように配慮する。
- 2 大人数での活動や身体接触を伴う活動、また、近距離での会話や発声が行われる活動を極力避ける。
- 3 部室等の利用は短時間とし、一斉に多数の生徒が利用しないよう指導する。
- 4 活動前後の健康観察を十分に行うとともに、風邪のような症状がある生徒には参加しないよう指導する。
- 5 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導する。
- 6 臨時休業期間中に生徒の体力等が低下している状況を鑑み、徐々に体を慣らしていくなど、短時間で段階的な指導に努める。
特に、練習試合等、他校との合同練習については、活動再開後一定の期間を経て、必要最小限のものとする事。
- 7 活動中はこまめな休憩を挟み、その都度うがいと手洗いを徹底するよう指導する。
- 8 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオル等は共用しないよう指導する。
- 9 室内で活動する場合には十分な換気を行うとともに、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）や用具・器具等を消毒液等によりこまめに清掃する。
- 10 国や県のホームページ等により、活動場所における感染状況の最新の情報を入手し、生徒が感染する可能性がある場合は、躊躇なく計画の変更・中止等を行うなど適切な措置を講じる。

生徒の感染が判明した場合等の対応について

1 生徒の感染が判明した場合

- (1) 県又は保健所設置市の衛生主管部局（以下「衛生主管部局」という。）等から情報が入り次第、速やかに体育スポーツ健康課に報告する。
- (2) 当該生徒に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止（治癒するまで）の措置をとる。
- (3) 学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業については、国のガイドラインに基づき、実施の有無、規模及び期間について判断することとなるため、学校において、当該生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の状況等、臨時休業の必要性に係る判断材料を収集の上、体育スポーツ健康課と協議する。
- (4) (2) の出席停止を行った場合は、その期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第 5 条に基づき、保健所に連絡する。
- (5) 他の生徒への健康観察を徹底する。
- (6) 衛生主管部局が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。

2 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合

- (1) 衛生主管部局等から情報が入り次第、速やかに体育スポーツ健康課に報告する。
- (2) 当該生徒に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止（感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間を基準）の措置をとる。
- (3) 出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第 5 条に基づき、保健所に連絡する。
- (4) 他の生徒への健康観察を徹底する。
- (5) 衛生主管部局が行う濃厚接触者に対する経過観察に協力する。

3 生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合

- (1) 自宅で休養し外出をしないよう指導するとともに、毎日、体温を測定し記録しておくよう指導を徹底する。
- (2) (1) の自宅休養の場合における出欠の扱いについては、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができるものとする。

なお、学校保健安全法第 19 条による出席停止を行った場合は、学校保健安全法施行令第 5 条に基づき、保健所に連絡する。

- (3) 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、保護者に対して、最寄りの帰国者・接触者相談センター（保健所）に相談するよう促す。
（所在地ごとの連絡先については、次ページ以降の「福岡県内の帰国者・接触者相談センター一覧」参照。）

4 教職員の感染が判明した場合における臨時休業等の対応について

上記 1 及び 2 の取扱いに準じるものとする。

福岡県内の帰国者・接触者相談センター一覧

1 県域保健所（帰国者・接触者相談センター）の連絡先一覧

保健所名	所管市町村	電話番号	夜間・休日の連絡先
筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市、春日市 大野城市、太宰府市 那珂川市	092-707-0524	福岡県保健所夜間休日 緊急連絡番号 092-471-0264
粕屋保健福祉事務所	古賀市、宇美町 篠栗町、志免町 須恵町、新宮町 久山町、粕屋町	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	糸島市	092-322-5579	
宗像・遠賀 保健福祉環境事務所	中間市、宗像市 福津市、芦屋町 水巻町、岡垣町 遠賀町	0940-36-6098	
嘉穂・鞍手 保健福祉環境事務所	直方市、飯塚市 宮若市、嘉麻市 小竹町、鞍手町 桂川町	0948-21-4972	
田川保健福祉事務所	田川市、香春町 添田町、糸田町 川崎町、大任町 赤村、福智町	0947-42-9379	
北筑後保健福祉環境事務所	小郡市、うきは市 朝倉市、筑前町 東峰村、大刀洗町	0946-22-9886	
南筑後保健福祉環境事務所	柳川市、八女市 筑後市、大川市 みやま市、大木町 広川町 大牟田市(R2. 4. 1~)	0944-68-5224	
京築保健福祉環境事務所	行橋市、豊前市 苅田町、みやこ町 吉富町、上毛町 築上町	0930-23-3935	

2 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市の各市保健所（帰国者・接触者相談センター）の
連絡先一覧

保健所名	電話番号	夜間・休日の連絡先
北九州市新型コロナウイルス 専用ダイヤル	093-522-8745（24時間対応）	
福岡市東区保健福祉センター	092-645-1078	福岡市夜間休日 緊急連絡番号 092-761-7361
福岡市博多区保健福祉センター	092-419-1091	
福岡市中央区保健福祉センター	092-761-7340	
福岡市南区保健福祉センター	092-559-5116	
福岡市城南区保健福祉センター	092-831-4261	
福岡市早良区保健福祉センター	092-851-6012	
福岡市西区保健福祉センター	092-895-7073	
大牟田市保健所（R2.3.31まで）	0944-41-2669	0944-41-2669
久留米市新型コロナウイルス 相談センター	0942-30-9335	0942-30-9335 （音声ガイドに従うこと）